



国民年金は

昭和61年4月から

どのように変わるのですか？

(国民年金は、我が国の公的年金制度の土台として全国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正されますが、その概要は次のとおりです。)

(一) 被保険者の適用範囲の拡大

① 厚生年金保険の被保険者及びその配偶者(二十歳以上六十歳未満の者)等が強制加入被保険者とされます。これにより厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険と国民年金の両制度に同時に加入することになります。

② 六十歳以上六十五歳未満の者、在外邦人(二十歳以上六十五歳未満の者)についても任意加入できることとなります。

(二) 基礎年金の創設

基礎年金は、老齢年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類でその概要は次のとおりです。なお、複数の基礎年金の受給権を有するときはその人の選択する一つの基礎年金が支給されます。

① 老齢基礎年金

ア、二十五年以上受給資格期間(経過的に短縮措置が設けられます。)を有する者に対し六十五歳から支給されます。
イ、年金額は六十万円(月

額五万円)です。保険料納付済期間が四十年(経過的に短縮措置が設けられます。)に満たないときや免除期間があるときはその期間に応じて一定の減額がされます。
ウ、厚生年金保険の加給年金の対象となっていた配偶者に対しては、経過的に加算が行われます。

② 障害年金

ア、被保険者又は被保険者であった者が、障害等級表の一級又は二級の障害の状態にあるときに支給されます。ただし、初診日前にその者の保険料納付済期間と保険料免除期間と合算した期間が被保険者期間の三分の二以上であることが必要です。
(経過的な特例があります。)
イ、二十歳前の傷病による障害のある者に対しては現行では障害福祉年金が支給されますが、改正後は障害基礎年金が支給されることとなります。この場合、本人所得制限は存続しますが、配偶者・扶養義務者所得制限はなくなりま

ウ、年金額は、一級の障害について七十五万円(月

額六万二千五百円)、二級の障害については六十万円(月額五万円)です。
受給権者により生計を維持していたその者の十八歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害の状態にある子があるときは、加算が行われます。

③ 遺族基礎年金

ア、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その人によって生計を維持していた十八歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害状態にある子と生計を同じくする妻及び十八歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害の状態にある子に対し支給されます。ただし、死亡した者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の三分の二以上であるか、老齢基礎年金の資格期間を満たしていることが必要です。
(経過的な特例があります。)
イ、年金額は六十万円(月額五万円)に、生計を維持していたその者の十八

歳未満の子又は二十歳未満で障害等級表の一級若しくは二級の障害の状態にある子の数に応じて加算した額です。

(三) その他の給付

付加年金、寡婦年金及び死亡一時金は、自営業者等被保険者(第一号被保険者)についての独自の給付となります。

(四) 費用負担

① 保険料の額は、昭和六十一年四月から月額六千八百円とされており、その後毎年度段階的に引き上げられます。

② 厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者の数に応じて、厚生年金保険制度から国民年金制度に対して拠出金を負担することとされています。したがって、これらの方は、個別に国民年金保険料を納める必要はありません。

(五) 施行期日

昭和六十一年四月一日から施行されます。

なお、老齢基礎年金の対象となるのは、原則として施行日に六十歳未満の方からです。

④ 金額は、すべて昭和五十九年度価格です。